

「親子交流支援事業運営委託」に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが面会、電話、手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義です。また、別居親にとっても、子どもとの交流により子どもの成長を見守ることは、実親としての養育の責務を果たすことにもつながり、さらには、子どもの養育費を支払う意欲にもつながることになります。しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは子どもとの親子交流を実施することが困難な場合があります。

このため、本事業では、別居親及び同居親からの申請に応じ、親子交流に係る事前相談や親子交流の支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るための支援を行います。

その他、業務の詳細は、別添「業務説明資料（仕様書）」に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

親子交流支援事業運営委託

(2) 主催者

横浜市（子ども青少年局子ども家庭課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 受託者の要件

(1) 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

ア 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、登録種目：350「その他委託等」に登録がある者。または、令和7・8年度有資格者名簿には、未だ登録されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、同様の営業種目について現に申込み中であり、受託候補者の特定の日までに登録が完了する者。

イ 令和3年度以降に、本市または他の官公庁におけるひとり親家庭支援又は親子交流支援に係る業務の受注実績を1件以上有していること。

ウ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者特定の日までの間のいずれの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 欠格事項

- ア 団体が、宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合。
- イ 団体の代表者及び主たる構成員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者である場合。
- ウ 団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者である場合。

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「8 審査委員会」に示す「親子交流支援事業運営委託に係るプロポーザル評価委員会」で行います。

評価のポイントは、次のとおりです。

- (1) 提案者の事業実績
- (2) 業務実施の方針の妥当性・実現性等
- (3) 業務実施内容及び実施手法の妥当性・実現性等
- (4) 業務実施体制の妥当性・実現性等
- (5) 企業の取組

※ 記載の視点については、別添「提案書評価基準」に記載します。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙「プロポーザル実施スケジュール」のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。
- (3) 本委託事業の終了後は、委託業務についての報告書（書式自由）を提出していただきます。
- (4) 本委託業務の全部を第三者に委任し又は請け負わせることは認めません。また、委託業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ることとします。
- (5) 本事業は、令和8年度横浜市予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。

8 事務局

横浜市こども青少年局こども家庭課 花田、大崎

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電 話 045-671-2390

プロポーザル実施スケジュール

